

さわやか荘通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご案内

重 要 事 項 説 明 書

あなた様に通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービスを提供するにあたり、厚生労働省令第37号に基づいて、次のとおり説明します。

1. 事 業 者

事業者の名称 社会福祉法人津田福祉会
 事業者の所在地 さぬき市津田町津田2207
 代表者名 理事長 渡邊 三洋
 電話番号 0879-42-1150
 県の事業者指定 平成12年1月20日(3751180047)

2. ご利用の事業所

事業所の名称 さわやか荘通所リハビリテーション
 事業所の利用定数 40名/日
 事業所の所在地 さぬき市津田町津田2207
 管理者の氏名 西田 正己
 電話・FAX 0879-42-1150 FAX 0879-42-1153
 事業所番号 3751180047

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	事業所名称	利用定数	県指定年月日	事業所番号
居宅介護支援	在宅介護支援センター	-	平成11年11月15日	3771100181
訪問介護	訪問介護ステーション	-	平成12年1月20日	3771100231
通所介護	デイサービスセンター	40名	平成11年11月15日	3771100199
グループホーム	さわやかハウス	18名	平成20年11月11日	3790600021
介護老人保健施設	老人保健施設	80名	平成12年1月20日	3751180047
介護老人福祉施設	さわやかホーム (短期入所生活介護)	30名 (5名)	平成13年5月20日 "	3751100637 "
訪問看護	さわやか荘訪問看護 ステーション	-	平成28年2月1日	3760690036

4. さわやか荘通所リハビリテーションセンターの事業の目的と運営方針

ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復並びにご利用者のご家族の負担の軽減をはかることを目的とします。

事業の実施にあたっては、ご利用者の人格を尊重し、ご利用者に対する診療、運動機能検査等をもとに、心身の状況、希望及びその置かれている環境等を的確に把握し、居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づいて、リハビリテーション、入浴、食事等のサービス内容を明確にした通所リハビリ計画を作成し、それに従った通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供します。

5. 職員の勤務体制

- * 平常勤務（８：３０～１７：３０）
- * 休日は、土曜日、日曜日及び１２月３１日～１月３日

6. 営業日・営業時間

- * 営業日：月曜日から金曜日（但し１２月３１日～１月３日は休業）
- * サービス提供時間：午前９時２０分 ～ 午後 ３時５０分
（午前９時２０分 ～ 午前１１時４０分）

7. 職員の職種、人員、保有資格

- | | | | |
|---------|-----|-------------|------|
| * 施設長 | 常勤 | ・老健施設長兼務 | １名以上 |
| * 医師 | 非常勤 | ・老健施設医師兼務 | １名以上 |
| * 理学療法士 | 常勤 | ・老健等理学療法士兼務 | １名以上 |
| * 作業療法士 | 常勤 | ・老健等作業療法士兼務 | １名以上 |
| * 看護職員 | 常勤 | ・看護師・准看護師 | ２名以上 |
| * 介護職員 | 常勤 | ・介護福祉士等 | ６名以上 |
| * 事務職員 | 常勤 | ・老健事務職員兼務 | １名以上 |

8. 利 用 料

ご利用者が負担する利用料は、別紙のとおりです。利用料は、毎月末に集計し、翌月の１０日頃請求書をご利用者に送付し、ゆうちょ銀行は、その月の２５日に引き落としとなります。その他の銀行は、２７日に引き落としとなります。

9. 事業の実施地域

当事業所の通常の事業実施地域は、さぬき市津田町及び営業所から片道 10km 以内の区域とする。

10. 苦情・ご要望の受付

あなた様に対し、さわやか荘通所リハビリテーションセンターの職員が提供したサービス、接遇態度等について、苦情やご相談がありましたら、ご遠慮なく下記に申し出てください。

苦情・相談受付窓口

さわやか荘通所リハビリテーションセンター

*電 話 0879 - 42 - 1150 * FAX 0879 - 42 - 1153

*窓口担当者 ・主任 宗次 誉朝 ・事務長 西田 正己

(いつでも受付けます。早朝夜間は、老人保健施設職員が受付けます。)

11. 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施します。

12. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。